



平成21年5月27日

各 位

会 社 名 株式会社N F Kホールディングス
代表者名 代表取締役社長 城 寶 豊
(コード 6494)
問合せ先 役職・氏名 取締役 田中 耕
電話 (045)575-8000

損害賠償請求訴訟の終結および特別利益の発生に関するお知らせ

当社が、F S投資事業有限責任組合への出資に関連して提起した 当該投資事業組合の無限責任組合員たる法人及びその代表者である本多俊郎氏ならびに、 当時の当社代表取締役を含む旧取締役二名に対する損害賠償請求訴訟について、下記の内容にて終結し、特別利益が発生することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1 . 本件訴訟の概要

当社は平成19年5月18日付け「損害賠償訴訟に関するお知らせ」にて開示いたしました通り、F S投資事業有限責任組合への出資に関して損害賠償請求訴訟を行っておりました。F S投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社クエスト・ビー及び同社代表取締役本多俊郎氏に対して、F S投資事業有限責任組合契約義務違反、当時の当社旧取締役2名(田中伸一氏及び富澤一郎氏)に対して善管注意義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟を提起しておりました。

なお、被告の一人で当時の取締役である富澤一郎氏とは平成20年9月26日付「損害賠償訴訟の和解に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、既に和解済みとなっております。

2 . 今回の訴訟終結の概要

(1) 株式会社クエスト・ビーならびに本多俊郎氏について

株式会社クエスト・ビーならびに本多俊郎氏につきましては、F S投資事業有限責任組合への出資により当社が被った約15億円の損失のうち、11億円をF S投資事業有限責任組合契約義務違反を理由として請求しておりましたが、本訴訟において7億7千万円についての責任を認めたことから、当社で検討の結果、平成21年4月23日提出の当社準備書面にて、損害賠償請求額を7億7千万円に変更の申立てを行い、平成21年4月24日付第10回口頭弁論において株式会社クエスト・ビーならびに本多俊郎氏がこの請求を認諾したため、本訴訟が終結することとなりました。

(2) 田中伸一氏について

田中伸一氏につきましては、当社に対して取締役としての善管注意義務違反および当社に対して損害を与えたことを認めた上で、その解決金として金 30 百万の支払いを行うこと、また、その支払いについては、平成 21 年 5 月 29 日に一時金として金 17 百万円、残りの 13 百万円については、平成 34 年 11 月末まで分割にて行い、その担保として田中氏所有の不動産に対して第一順位の抵当権を設定するといった内容にて和解することとなりました。

3. 今後の見通し

株式会社クエスト・ビーならびに本多俊郎氏に対しましては、本訴請求の認諾を受け、当社の主張通り 7 億 7 千万円の損害賠償請求が認められたこととなります。今後、当社ではこの損害賠償金の回収に向けしかるべき手段を講じてまいります。

また、田中伸一氏につきましては本件に関し、今回の和解にて定めた解決金以外は、当社と田中氏との間には債権債務が存在しないこととなります。

4. 業績への影響

田中伸一氏との和解による和解金 30 百万円につきましては、平成 22 年 3 月期に特別利益として計上する予定です。また、株式会社クエスト・ビーならびに本多俊郎氏に対する債権につきましても、その回収金は、回収の都度特別利益として計上される予定です。

なお、本和解金受領の影響も含めた平成 22 年 3 月期の業績予想につきましては、確定次第速やかにお知らせいたします。

以 上